選択 12

DEC 2025 VOL.51 NO.12
三万人のための情報誌
2025年12月1日発行 昭和50年3月17日第三種郵便物認可
毎月1日発行

「三菱UFJ」の非道を国連へ提訴

高齢者「変額保険」の生き地獄

株式市場は新高値で沸きかえり、バブル再来の気配。昭和末期の「あぶく銭経済」が平成で弾けて30余年が経ち、銀行による金融被害は今や昔、と思われがちだが、「相続税対策」と称して売りまくった変額保険の実害が今あちこちで噴き上がっている。「まぎれもなく銀行による人権侵害」。被害者たちは国連ビジネスと人権作業部会へ提訴する構えだ。

都内に住むT子さんは、近く100歳を迎える。今年10月、石破茂首相(当時)から銀杯が届き、小池百合子都知事からは江戸切子のグラス、区から3万円が送られてきた。ちょっと気分を良くしていた時、玄関のピンポンが鳴った。戸口に出ると見慣れない男性が立っていた。東京地裁の執行官だった。

「強制執行でうかがいました」

書面を見せられたが、意味がわからない。隣接する住宅の家賃を「三菱UFJ銀行が差し押さえる」という通告だったのだ。

亡き夫が長女のために建てた木造住宅。長女が他界した後、賃貸に出し老後を支える貴重な収入となっていた。その家賃を一体なぜ銀行が……。

自殺して借金を返した人も

T子さんの夫は35年前、12億円の融資を受け変額保険に加入した。財産に見合う借金があれば相続税対策になると勧められたからだ。ところがバブル崩壊で保険配当は途絶え、借金の利息だけが膨らんだ。利子は元金に上乗せされる。夫は15年前他界し、死亡保険金で6億円を返済したが、T子さんが相続した借金はいまや13億円に膨らんでいる。

年金入金口座はすでに差し押さえられた。「貸したカネを返せ」と催促する相手は、夫がかつて要職を務めた銀行だ。夫は、三菱銀行で支店長を務め、系列リース会社の社長となり上場企業に育て上げた。三菱とともに歩んだ人生だった。T子さんも死亡すれば6億円の保険金が入る。だが13億円の債務残高の半分にも満たない。銀行は自宅を売って返済しろと迫る。長生きしたことが恨めしい。

病院の勤務医だったWさんは今年8月、ダイヤモンド信用保証から「自宅を競売にかける」と通告された。1990年に相続税対策として変額保険に加入した時、三菱銀行から1億3300万円の融資を受けた。自宅を担保に取られ、利息の返済用に借り入れ自由のカード「マイカードビッグ」を作らされた。

「変額保険は高配当だからカードの金利より高い」という説明だった。ところがバブルが弾け、配当は途絶え、保険の価値は暴落。利息払いのカード残高だけが複利で増殖し、借金はみるみる膨らんだ。

Wさんはカードによる支払いを止め、自己資金で返済し始めたが、支払いの重圧と無理な労働がたたりうつ病を発症した。

返済が滞ると銀行は「自宅を売って返済を」と言い出した。抵抗すると、系列のダイヤモンド信用保証にWさんへの融資を担保の住宅ごと売却。昔の銀行だったらやらなかった「居住中の住宅競売」を100%子会社のダイヤモンド信用保証を使ってやろうというのだ。

長年にわたる顧客への裏切り行為
(半沢淳一頭取と旧東京三菱銀行本店前で抗議する被害者の会会員、1996年4月・右頁)

こうした動きは氷山の一角と見られる。「銀行の貸し手責任を問う会」の事務局を担う椎名麻紗枝弁護士は「三菱UFJ銀行による強引な回収が目に余る。顧客を借金漬けにして、住む家まで奪うのは略奪的融資、いまや人権問題だ」という。

顧客の掛け金を株で運用する変額保険は、保険というより実体は投資信託に近い。運用結果が顧客の損得に直結するため、米国では証券業法の対象で、変額保険への融資は原則禁止されている。それを日本では、生保と銀行がリスクの説明などほとんどせずにバブルの最中、保険として融資付きで売った。

解約すれば損害が発生する。暮らしの安全保障のはずだった保険が、抜けるに抜けられぬ借金の蟻地獄になった。死亡すれば多額の保険金が入る。被害者の中には悩んだ末、自殺して借金を返した人も少なからずいた。死亡保険金への期待もあり、保有し続ける高齢の被害者はかなり存在していると見られる。

しかし、銀行融資で変額保険に加入した人は、死んでも借金を完済できない。銀行は値上がりしている不動産に目をつけ、自宅を売却させて資金回収しようと動く。

「元はと言えば、バブル融資に出遅れた三菱銀行が、系列の明治生命(現在の明治安田生命保険)と組んで変額保険を売りまくり業績挽回をはかった。その無理を今も押し通そうとしている」と椎名弁護士。当時の金融界を知る人は次のようにいう。

「1990年まで頭取を務めた伊夫伎一雄はバブルにまみれた融資に慎重だった。88年全国銀行協会連合会会長になり、89年にはバンカー・オブ・ザ・イヤーに選ばれた。その間、金融界は凄まじい融資合戦を展開し、気がつくと三菱は都市銀行で融資額5位に転落。伊夫伎頭取の功績に傷をつけてはいけない、と銀行は体裁などかなぐり捨てて、融資競争にのめり込んだ」

反社会的ビジネスの臭い

出遅れた三菱銀の壁となったのが90年3月の「3業種融資規制」。不動産やノンバンクなどバブルの主戦場に参入できない規制がかかっていない個人融資に目をつけた。銀行は預金者の財産データを握っている。相続税対策が必要な顧客を拾い上げ、保険を紹介し、購入資金を融資した。当時、銀行は保険商品を売れなかったので三菱財閥系の明治生命と組んで販売することが多かった。

三菱銀が本格的に変額保険に取り組んだ90年はバブルが崩壊した年。株価の下落は年初から始まっており、保険配当は難しくなっていた。配当がなければ顧客の返済は行き詰まる。三菱銀はカードローンを勧め、利息払い資金まで貸した。顧客は借金漬け、銀行は不動産担保でリスクを回避し、融資を増やした。

反社会的ビジネスの臭いが漂うが、裁判になると銀行は圧倒的に強い。90年代半ばには全国で600件余りあった変額保険訴訟(「変額保険被害者の会」調べ)は、銀行の勝訴や銀行側に有利な和解がほとんど。違法性の立証責任は被害者側にある。銀行がどう説明したかを記した応対記録はすべて銀行が保管し、不利な証拠は出さない。顧客は銀行が用意した契約書にハンコを押している。「了解済み」と裁判所は判断し、銀行は責任を問われない。起訴された事件は99%検察が勝つのと似た構図だ。

海外に目を向ければ、米国は訴訟になれば銀行側の資料から証拠を取り出すことができる。日本で司法による救済が難しいなら、国連ビジネスと人権の作業部会の視点で、銀行の闇を明らかにできないか、と被害に苦しむ人たちは考える。

「被害者の会」は、「三菱UFJ銀行の略奪的融資の告発状」を作成、近くジュネーブの人権理事会に提出する。銀行が大威張りする日本の常識に蟻の一穴(いっけつ)が開くかもしれない。